

教 育 行 政 方 針

令和3年矢巾町議会定例会3月会議に当たり、令和3年度の矢巾町教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大は、教育・保育にも大きな影響を与えており、特にも昨年3月に行われた全国一斉の小中学校臨時休業は、児童生徒の学習機会の確保という基本的なことでありながら最も大切なことを、私たちに再認識させるものでした。

また、臨時休業は学校だけの問題に留まらず、子どもの見守りをどのようにしていくのか、保育施設や児童館、そして家庭を含む社会全体の課題ともなりました。幸いにも本町ではその後に長期間の休業に至ることはありませんでした。あらためて児童生徒一人ひとりにとって最適な教育のために、誰一人として取り残さない取り組みの継続を大切にすることが、SDGsの目標である「質の高い教育をみんなに」につながるものと考えております。

それでは、第7次矢巾町総合計画後期基本計画に掲げられた、まちづくりの施策方針のうち「健やかな生活を守るまちづくり」「時代を拓き次代につながる人づくり」の実現に向けた、教育委員会としての新年度の主な施策の方針について、『児童福祉の充実』及び『学校教育の充実』に大別して述べさせていただきます。

最初に『児童福祉の充実』については、「子ども・子育て支援の充

実」及び「児童虐待防止体制の充実」に分けて述べさせていただきます。

「子ども・子育て支援の充実」についてですが、子育て支援を所管する部署が教育委員会に統合された利点をさらに活かし、幼保小の連携による小学校教育との円滑な接続体制を推進いたします。また、子育て支援ネットワークによる学校をはじめとした関係機関と緊密に連携するほか、社会環境の変化により核家族化や共働き等、多様化する子育てニーズに対応するため、「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援により、地域全体で子育てを支えあう体制づくりをより一層強化いたします。

併せて、町立保育園のあり方を検討する委員会を設置し、子どもの育ちの安全や安心を提供するためのしくみ、いわゆる「セーフティネット」として公立施設である煙山保育園が担う役割とともに、病児、医療的ケア児等の配慮が必要な子どもへの支援体制について検討してまいります。

また、保育環境を充実させるため、防犯対策を目的としたフェンス設置等による保育施設整備を実施するほか、保育士等を対象とした奨学金助成制度による処遇改善や子育て支援員の育成による人員の確保により、引き続き待機児童の解消に努め、保育料や副食費の保護者負担軽減による経済的な支援を行ってまいります。

さらに、多様な子育てニーズにきめ細やかに対応するため、地域の支援者との調整を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充についても、引き続き取り組んでまいります。

病児保育事業については、現在、町内の保育施設5か所で体調不良

児の保育事業を実施しているほか、紫波町、盛岡市及び滝沢市と協定を締結し、町外7施設において病児保育を実施しております。そして、より身近な町内施設における受入れ体制の整備については、引き続き関係機関と協議を進めてまいります。

町内4か所で運営しております児童館については、新しい生活様式を取り入れ、季節感のある、年齢に合わせた「遊び」や「生活」の支援を行い、家庭や学校との日常的な情報共有を通して、心身ともに安全・安心な居場所をつくりながら、児童の健全育成の充実に努めてまいります。

今後も、「子ども・子育て関連3法」に基づく「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援」を実施するため、総合的かつ計画的に推進してまいります。

次に「児童虐待防止体制の充実」についてですが、18歳までの子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもとその家庭や妊産婦に必要な情報提供や専門的な支援などを提供する「矢巾町子ども家庭総合支援拠点」を令和2年4月に設置いたしました。

また、令和2年度に実施された機構改革により、子どもの育ちについて、学校教育だけでなく、支援が必要な子どもやその家庭についても、共に対応できる体制となり、子どもへの虐待や養育にかかる家庭への支援が必要な場合は、小中学校をはじめとする要保護児童対策地域協議会の構成機関による見守りと支援を行っております。そして、学校や地域の子どもの防犯に関わる情報についても、いち早く共有することが可能となっております。これからも、子どもが子どもらしく育つことができる地域や家庭環境づくりに努めてまいります。

続きまして『学校教育の充実』については、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」及び「地域と学校との連携・協働の推進」に分けて述べさせていただきます。

「確かな学力の育成」についてですが、将来予測が難しい中でも、社会を生き抜く力を育む教育が求められており、これまでの問題を効率的に解くことだけでなく、直面する課題や変化を柔軟に受け止め、どのような未来を創っていくのか、主体的に学びながら自分の能力を引き出し、協働しながら新たな価値を生み出していく能力を身に付ける必要があります。各教科等の特質や学習過程を踏まえて、基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育てていくため、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を行ってまいります。

そのためにも、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の実現による「誰一人取り残すことなく、全児童生徒それぞれに、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現すること」を目的に整備した児童生徒への一人一台端末を活用し、まずは端末に慣れることから始め、最終的には様々な場面で学習の道具にすることができるように、学校現場と教育委員会が一体となって取り組んでまいります。

また、小学校5・6年で教科となっている英語教育や小学校3・4年で実施されている外国語活動を充実させるため、ALT（英語指導助手）、外国語活動支援員の配置を継続するとともに、英語専科講師の配置の継続について県へ要望し、指導体制の充実に努めてまいります。

学びを継続させるための経済的支援については、小中学校における要保護・準要保護世帯への就学援助費の支給やクラブ活動での各種大会参加費補助を引き続き行い、児童生徒が安心して目標に向かって活動できる環境を整えてまいります。奨学金制度は、これまでの貸与型奨学金に加え、令和3年度から給付型奨学金を創設しましたので、2種類の奨学金事業を効果的に運用し、経済的な困窮によって学びの継続を諦めることのない制度としてまいります。通学支援については、遠距離通学費バス利用者補助の対象範囲を令和2年度から見直し、より現状に適した制度としておりますし、昨年11月から運行を開始したスクールバスについても、利用者からの要望を参考にして、運行時刻や停留所位置等を改善しながら、引き続き、小学校での冬期間の運行に取り組んでまいります。

施設維持・教材備品整備については、建築して25年以上経過した学校の校舎内外施設の老朽化が見受けられることから、令和2年度内に策定する矢巾町学校教育施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底と小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことができるよう、施設の適切な維持管理に努めてまいります。教材備品などの更新についても計画的に進め、学習に支障を来さないよう、教育環境の充実を図ってまいります。

学校規模及び通学区域の適正化については、小学校間で児童数に大きな偏りがあることから、将来を見据えた学校教育環境の確保のために、適正な学校規模及び学区の見直しに向けた学校通学区域審議会を開催し、本町の人口動態を見据えながら、様々な選択肢の検討に着手してまいります。

次に「豊かな心の育成」についてですが、生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立のため、教科となった道徳教育の充実や生徒指導の充実に努め、人権を考える授業、いのちの尊さを考える道徳とともにその他の教育活動として、QUいわゆる「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施することにより、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握分析し、児童生徒の指導や教育相談につなげてまいります。いじめ・不登校対策への対応についても、いじめは決して許されない行為であるとともに、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導します。そして、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分に認識したうえで、その防止と対策に当たります。そのために、各学校においては「いじめの見逃し0」を掲げ、いじめの早期発見と早期対応に努め、学校全体での情報共有と、学校と教育委員会との連携による組織的な取り組み体制により、児童生徒に寄り添う対応を引き続き行ってまいります。

なお、生徒だけではなく、保護者や教職員を対象とした精神科医による講演会や、中学生を対象に行っている「心の授業」を令和2年度からは小学校1校においても開催しておりますので、さらに他校にも広げ、より幅広く意識の向上に努めてまいります。そして、学校ネットパトロールを引き続き実施するとともに、児童生徒がスマートフォン等を持たない基本原則を維持しつつ、現実には持っている又は持たせなければならない場合における使用のルール、特にもSNSによる被害の怖さを繰り返し指導してまいります。その他、児童生徒のまわり

で起きる問題や困りごとなど、心理面への対応や家庭環境による問題について支援する専門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や教育研究所への相談員の配置により、児童生徒やその保護者が相談できる窓口を複数設けることで、つながりが途切れることのないようにして、様々な心の問題に対応してまいります。

また、児童生徒一人ひとりの特性が多様化しており、同時に教育に求められる教育支援ニーズも多岐にわたっている状況であることから、児童生徒個々の状況に応じた指導の充実を図るため、適応支援員及び特別支援教育支援員の配置を引き続き行い、学校での学習面・生活面の支援を強化できるよう進めてまいります。様々な理由で不登校となっている児童生徒が通う適応指導教室「こころの窓」では、生活体験や作業学習等を通じて基本的な生活習慣の形成を図り、学校復帰することを目指しながら本人の自己実現を支援しております。その他に幼児言語通級指導を行っている「幼児おはなし教室」では、“正しい発音をする”“聞く”“話す”“理解する”などのことばの課題について指導を行っております。これからも子ども達が自己肯定感や自己有能感をもてるように、各相談業務及び教育環境の更なる充実に努めてまいります。

次に「健やかな体の育成」についてですが、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、体育活動の充実に努めます。また、児童生徒の心身の健康保持増進のため、各種健診による結果をもとに事後指導の充実に努めます。

学校給食については、成長期の子どもたちの身体づくりを支える大

切なものであることから、多様な食材を適切に組み合わせ、栄養バランスがとれた、安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

食材には、町内産農産物を優先的に取り入れ、「郷土食」や「行事食」を提供することで、学校給食を通して、児童生徒が地域に受け継がれてきた文化や伝統に対する関心を深め、郷土愛を育むきっかけとなるよう、引き続き取り組んでまいります。食について学ぶことは生涯にわたる健康保持にもつながることから、成長過程に合わせた食育を学校と一体となって積極的に行ってまいります。

食物アレルギーへの対応では、保護者、学校、関係機関との密接な連携のもと、対象者の情報を共有し、できる限り除去食等の対応を行うとともに、教職員のアレルギー対応研修等により、対応力の向上を図り、事故防止に努めてまいります。

学校給食は、昨年、公会計に移行し、順調に推移しているところですが、給食費の徴収にあたっては、それぞれのケースに十分な配慮をしながら、早め早めの対応を行い、未納とならないように取り組んでまいります。

また、学校給食の質の維持を図りながら、将来にわたって安定して学校給食を提供できる体制を整備するため、令和4年度からの調理等の業務の委託に向けて、適切に事業を推進してまいります。

施設等については、安全・安心な給食を安定的に提供するため、経年劣化が見られる施設や機器、備品の修理、更新を計画的に行ってまいります。

次に「地域と学校との連携・協働の推進」についてですが、地域と学校が協働で子どもたちの9年間を一貫して見守り、育てていくため

に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しましたが、町民や保護者等が当事者として学校運営に参画いただける体制が確立できるように、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取り組み」を進めることが出来るように取り組んでまいります。

また、学校ではいつどこで発生するかわからない自然災害などの危険から自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を、防災・環境教育や交通事故・犯罪被害に遭わないようにするための防犯・安全教育を通して育成してまいります。地域においては、各種見守りネットワークやスクールガードにご協力いただき、地域ぐるみで登下校時や学校外において児童生徒を見守っていただいておりますので、今後も地域ボランティアの方々にご協力いただくためにも、コミュニティ・スクールにおける検討も行いながら協力関係を築き上げてまいります。

以上のように、未来を生きる子どもたちのために教育委員会としては、乳幼児期から青年期までの子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆さまのなご一層の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます、令和3年度の教育行政方針といたします。